

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【公開番号】特開2016-38933(P2016-38933A)

【公開日】平成28年3月22日(2016.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2016-017

【出願番号】特願2014-159365(P2014-159365)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

H 01 M 2/34 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/10 E

H 01 M 2/34 B

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケース内に電極組立体を収容してなる電池セルが配列された配列体と、

前記電池セルのそれぞれを保持する複数の電池ホルダと、

前記電池ホルダに組み付けられるカバー部材と、を備え、

前記電池ホルダは、前記カバー部材に係合する係合爪部を有し、

前記係合爪部は、

一の電池ホルダにおいて、互いに逆向きに前記カバー部材に係合する一対の第1の爪部と、

前記一の電池ホルダにおいて、前記一対の第1の爪部間に位置すると共に、前記一対の第1の爪部と反対の関係で互いに逆向きに前記カバー部材に係合する一対の第2の爪部と、を有し、

前記カバー部材は、板状の本体部と、前記本体部の端部に立設された一対の立設部とを有し、

前記一対の第1の爪部は、前記一対の立設部にそれぞれ係合している電池モジュール。

【請求項2】

前記カバー部材は、前記一対の第2の爪部がそれぞれ挿通される一対の貫通孔を有している請求項1記載の電池モジュール。

【請求項3】

ケース内に電極組立体を収容してなる電池セルが配列された配列体と、

前記電池セルのそれぞれを保持する複数の電池ホルダと、

前記電池ホルダに組み付けられるカバー部材と、を備え、

前記電池ホルダは、前記カバー部材に係合する係合爪部を有し、

前記係合爪部は、

一の電池ホルダにおいて、互いに逆向きに前記カバー部材に係合する一対の第1の爪部と、

前記一の電池ホルダとは異なる他の電池ホルダにおいて、前記一対の第1の爪部と反対の関係で互いに逆向きに前記カバー部材に係合する一対の第2の爪部と、を有し、

前記配列体における前記電池セルの配列方向から見て、前記一対の第1の爪部の軸部と前記一対の第2の爪部の軸部とが同位置となっている電池モジュール。

【請求項4】

前記カバー部材は、前記一対の第1の爪部がそれぞれ挿通される一対の第1の貫通孔と、前記一対の第2の爪部がそれぞれ挿通される一対の第2の貫通孔とを有している請求項3記載の電池モジュール。

【請求項5】

前記貫通孔における前記電池セルの配列方向の長さは、前記爪部における前記電池セルの配列方向の長さよりも大きくなっている請求項2又は4記載の電池モジュール。

【請求項6】

前記爪部の軸部は、前記貫通孔における前記配列方向の内壁から離間している請求項5記載の電池モジュール。

【請求項7】

ケース内に電極組立体を収容してなる電池セルが配列された配列体と、
前記電池セルのそれぞれを保持する複数の電池ホルダと、
前記電池ホルダに組み付けられるカバー部材と、を備え、
前記電池ホルダは、前記カバー部材に係合する係合爪部を有し、
前記係合爪部は、
一の電池ホルダにおいて、互いに逆向きに前記カバー部材に係合する一対の第1の爪部と、

前記一の電池ホルダにおいて、前記一対の第1の爪部間に位置すると共に、前記一対の第1の爪部と反対の関係で互いに逆向きに前記カバー部材に係合する一対の第2の爪部と、を有し、

前記カバー部材は、前記一対の第2の爪部がそれぞれ挿通される一対の貫通孔を有し、前記貫通孔における前記電池セルの配列方向の長さは、前記爪部における前記電池セルの配列方向の長さよりも大きくなっている電池モジュール。

【請求項8】

前記爪部の軸部は、前記貫通孔における前記配列方向の内壁から離間している請求項7記載の電池モジュール。